

医療法人若愛会 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人 若愛会が経営する指定訪問リハビリテーション事業者、介護予防訪問リハビリテーションの運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減もしくは、悪化の防止または、要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し計画的に行う。

2 自らその提供する指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。

3 指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

4 指定訪問リハビリテーション、指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービス提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

5 指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、リハビリテーション技術の進歩に対応し、適切なリハビリテーション技術をもって、サービスの提供を行う。

6 常に、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者または、その家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(事業所の名称)

第3条 指定訪問リハビリテーション事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----|-----------------|
| 1 | 名 称 | 訪問リハビリテーション けやき |
| 2 | 所在地 | 北九州市若松区西畑町9番72号 |

(職員の区分、定数及び職務内容)

第4条 指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーションに勤務する職員の区分、定数及び職務内容については、次のとおりとする。

- | | | |
|---|---------|----|
| 2 | ① 管理者 | 1名 |
| | ② 理学療法士 | 1名 |

3 管理者の職務内容

所属職員の指導監督及び指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーションの利用申込に関わる調査や業務実施状況の把握など適切な運営が行われるよう管理するとともに、理学療法士・作業療法士に対する技術指導やサービス内容の管理を行う。

4 理学療法士・作業療法士

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション計画に沿ったサービスの提供

(営業日及び営業時間)

第5条 指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は医療法人若愛会就業規則に準じて定めるものとする。

2 営業日

原則として月曜日から土曜日まで(祝日も含む)

12月31日から1月3日を除く

3 営業時間

午前9時00分から午後5時00分まで

(事業の実施地域)

第6条 指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う地域は、北九州市若松区、八幡西区とする。

(指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーションのサービス提供方法)

- 第7条 指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供開始に際しあらかじめ、利用申込者または、その家族に対し申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い当該提供の開始にあたり利用申込者の同意を得る。
- 2 正当な理由なく訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
 - 3 要介護認定等の更新申請が遅くとも、認定有効満了日1ヶ月前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。
 - 4 要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し申請が行われていない場合、利用申込者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
 - 5 指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーションは、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション職員等に身分を証する書類を携帯させ、初回訪問時または、利用者及び家族から求められた際はこれを掲示する。

(利用料その他費用)

- 第8条 指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーションは、法定受領サービスに該当する訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として当該指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションに関わる居宅介護サービス費用基準額または、居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーションは法定代理法定受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションに関わる居宅介護費用基準額または、居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。
 - 3 指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーションは、サービスを開始するにあたりあらかじめ利用者や家族に対し訪問リハビリテーション事業、介護予防訪問リハビリテーション事業の内容、利用料について説明し同意を得ることとする。
 - 4 利用料については、厚生省の定める告示上の同額とする。(別表1)

(指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーションの業務内容)

第9条 指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の業務内容は次のとおりとする。

- 1 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成
- 2 利用者の心身の状況、環境、保健医療、福祉サービスの利用状況の把握
- 3 居宅介護支援事業者、その他保健医療・福祉サービス提供者との連携
- 4 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助
- 5 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
- 6 居宅サービス計画等の変更の援助
- 7 サービス提供の記録
- 8 保険給付請求のための証明書交付
- 9 利用者に関する保険者への通知
- 10 サービス担当者会議への参加
- 11 サービス提供困難時の対応及び受験資格者の確認
- 12 緊急時の対応

(法定代理受領サービスに関わる報告)

第10条 毎月保険者又は福岡県国民健康保険団体連合会に対し法定代理受領サービスとして位置づけたものに関する情報を記載した文書を提出する。

(利用者に関する保険者への通知)

第11条 指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に伝えなければならない。

- 1 正当な理由なしに、指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けまたは、受けようとしたとき。

(勤務体制の確保)

- 第12条 指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者に対し適切な指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供できるよう、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション職員等の勤務の体制を確保するものとする。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーションは、当該事業所の訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション職員によって指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供する。
- 3 指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーションは、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション職員の資質の向上のため、その研修の機会を確保するものとする。

(設備及び備品)

- 第13条 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品を備え衛生な管理に努める。

(秘密保持)

- 第14条 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション職員その他の職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 サービス担当者会議等において、利用者や家族の個人情報を用いる場合には前者にあらかじめ文書での同意を得る。

(苦情処理)

- 第15条 指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーションは、提供した指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションに関わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 自ら提供した指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションに関し市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは掲示の請求または、当該市町村職員からの質問もしくは照会に応じる。また利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合において、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第16条 利用者に対する指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第17条 事業所ごとに経理の区分をするとともに、指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防訪問リハビリテーションの会計とその他の事業との会計を区別する。

(記録の整備)

第18条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(地域との連携等)

第19条 本事業の運営に当たって、提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

2 事業者は、当該事業所が所在する地域の自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努める。

附則

この規定は、平成30年7月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

(訪問リハビリテーション)

訪問リハビリ 2 307 単位/回 (1 週間に 6 回が限度)

1 割	2 割	3 割
313 円	625 円	937 円

短期集中リハビリテーション実施加算 200 単位/日

退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から 1 ヶ月超 3 ヶ月以内

1 割	2 割	3 割
204 円	407 円	611 円

リハマネジメント加算 A 1 180 単位/月

1 割	2 割	3 割
183 円	366 円	549 円

リハマネジメント加算 A 2 213 単位/月

1 割	2 割	3 割
217 円	434 円	650 円

リハマネジメント加算 B 1 450 単位/月

1 割	2 割	3 割
458 円	916 円	1,373 円

リハマネジメント加算 B 2 483 単位/月

1 割	2 割	3 割
492 円	983 円	1,474 円

サービス提供体制強化加算 I 6 単位/回

1 割	2 割	3 割
7 円	13 円	19 円

新型コロナウイルス感染症への対応として 1 カ月利用した総単位数の 0.1% (R3.9.30 まで)

※ 1 単位 10.17 円で計算いたします。

(介護予防訪問リハビリテーション)

訪問リハビリテーション2 307単位/回(1週間に6回が限度)

1割	2割	3割
313円	625円	937円

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内 200単位/日

1割	2割	3割
204円	407円	611円

予防訪問リハ計画診療未実施減算 -50単位/月

1割	2割	3割
-51円	-102円	-153円

予防訪問リハ12月超減算 -5単位/回

1割	2割	3割
-5円	-10円	-15円

事業所評価加算 120単位/回

1割	2割	3割
122円	244円	366円

サービス提供体制強化加算I 6単位/回

1割	2割	3割
7円	13円	19円

新型コロナウイルス感染症への対応として1カ月利用した総単位数の0.1%(R3.9.30まで)

※ 1単位 10.17円で計算いたします。